

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月25日

【会社名】 麒麟ホールディングス株式会社

【英訳名】 Kirin Holdings Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 磯崎 功典

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション部長 堀 伸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社の特定子会社の2社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

1 . Lion-Dairy & Drinks Pty Ltd

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名称 | Lion-Dairy & Drinks Pty Ltd |
| 住所 | オーストラリア ピクトリア州 |
| 代表者の氏名 | Kathy Karabatsas |
| 資本金 | 552,390千豪ドル |
| 事業の内容 | オセアニアにおける乳製品、飲料等の製造、販売 |

2 . Berri Pty Limited

| | |
|--------|-------------------------|
| 名称 | Berri Pty Limited |
| 住所 | オーストラリア ピクトリア州 |
| 代表者の氏名 | Elizabeth Mary Davidson |
| 資本金 | 186,518千豪ドル |
| 事業の内容 | オセアニアにおける飲料等の販売 |

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

1 . Lion-Dairy & Drinks Pty Ltd

| | | | |
|-------|--------------|-----------|---------------|
| 議決権の数 | | | |
| 異動前 | 542,339,995個 | (うち、間接保有分 | 542,339,995個) |
| 異動後 | - | (うち、間接保有分 | - 個) |

総株主等の議決権に対する割合

| | | | |
|-----|------|-----------|-------|
| 異動前 | 100% | (うち、間接保有分 | 100%) |
| 異動後 | - | (うち、間接保有分 | - %) |

2 . Berri Pty Limited

| | | | |
|-------|-------------|-----------|--------------|
| 議決権の数 | | | |
| 異動前 | 80,530,834個 | (うち、間接保有分 | 80,530,834個) |
| 異動後 | - | (うち、間接保有分 | - 個) |

総株主等の議決権に対する割合

| | | | |
|-----|------|-----------|-------|
| 異動前 | 100% | (うち、間接保有分 | 100%) |
| 異動後 | - | (うち、間接保有分 | - %) |

(3) 当該異動の理由及びその年月日

1. 異動の理由

当社及び当社グループのオセアニア総合飲料事業を担うLion Pty Ltd(以下「ライオン」)は、2019年11月24日にライオンの100%子会社であるKirin Foods Australia Holdings Pty Ltdが、ライオンの飲料事業を中国蒙牛乳業有限公司(以下「蒙牛」)の子会社であるMonday Smoothie Pty Ltdに譲渡することを蒙牛と合意し、株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡の実行により、Lion-Dairy & Drinks Pty LtdとBerri Pty Limitedは、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

2. 異動の年月日

当該株式譲渡の成立には、豪州競争・消費者委員会(Australian Competition & Consumer Commission)及び外国投資審査委員会(Foreign Investment Review Board)の承認その他標準的な手続き終了に係る条件を満たす必要があります。従って異動の年月日については未定となっております。これらの手続きの完了は2020年上半期中となる見込みです。